

民間資金等活用事業推進委員会
第13回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第13回計画部会
議事次第

日 時：平成30年4月17日（火）10:00～11:53

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）関係省庁ヒアリング

（2）PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）（案）について

（3）その他

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第13回計画部会」を開催いたします。

事務局である内閣府PPP/PFI推進室の企画官をしております森でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、前回の部会後に事務局に人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

PPP/PFI推進室参事官補佐の柳澤でございます。

○柳澤参事官補佐 柳澤でございます。

野村の後任で参りました。どうぞよろしく願いいたします。

○森企画官 同じく参事官補佐の草野でございます。

○草野参事官補佐 草野と申します。

川崎の後任で参りました。よろしく願いいたします。

○森企画官 また、専門委員におかれましても、財団専門委員が総務省の研修派遣制度によりまして三井不動産から山口市に派遣されまして参与に就任されましたので、御報告をさせていただきます。

本日、計画部会の構成員13名のうち11名の委員・専門委員の皆様に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は議事（1）のとおり、関係省庁へのヒアリングを行うため、各省庁の方々にもメーンテーブルに着席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

本日、事務局側で部会の途中で法案審議等の対応で退席させていただく職員がおりますことを御了承いただければと思います。

続きまして、本日の資料について御連絡させていただきます。本日の資料及び議事録は、アクションプランの改定内容に直接かかわりますので、アクションプランの見直しが終わるまでは非公表とさせていただきます。御承知おきいただければと思います。

それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○柳川部会長 よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事の「（1）関係省庁ヒアリング」に入ります。関係省庁の皆様におかれましては、御出席、まことにありがとうございます。

初めに、ヒアリングの内容について事務局から御説明をお願いいたします。

○菅参事官補佐 それでは、議事の「（1）関係省庁ヒアリング」を行わせていただきます。

資料1-1をごらんください。A4判の横使いのものになっております。

2ページ目をごらんください。こちらですけれども、今回の改定に当たってのスケジュ

ールを記載しております。

こちらのページは3月から始まっておりますが、その前には下準備としまして、昨年末に、次のページ以降につけておりますが、課題整理を行ったという前の準備があった上での今回の改定スケジュールになっております。

本日が、この赤枠で囲っております4月17日でございます第13回計画部会で、こちらについてですが、こちらは後程、資料2-2でアクションプランの改定案をお示ししますが、それとともに前回、第12回計画部会で皆様から現状のアクションプランの進捗状況ですとか、新たに掲げるべきではないかといった施策案の御示唆をいただいたと思っております。そちらについての対応案を前半で関係省庁から御説明させていただくという予定になっております。後半でそれについて、再度御意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

また本日の4月17日以降ですが、約1カ月後、5月14日月曜日が第14回計画部会ということになっておまして、そちらは本日の御意見を反映させた改定案バージョン2を提出させていただきます。そちらについて御審議いただければと思います。

その後、1週間後にPFI推進委員会にそちらを提出する予定になっております。

続きまして、次の3ページでございます。これ以降、前回の計画部会で配付した資料をおつけしております。こちらですけれども、簡単におさらいさせていただければと思います。

3ページですが、こちらが昨年末にまとめた課題になっております。こちらは課題1、課題2、課題3とまとめたという段階でございます。

課題1というところについては、PPP/PFI手法の有効性・必要性の腹落ちが不十分なのではないかといった御指摘。

課題2のところについては、対公共、主には地方公共団体ですけれども、公共に対する環境整備が不十分なのではないかという御意見。

課題3が、民間に対する環境整備に課題があるといった御意見でした。

次の4ページ以降で本文をつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

6ページをごらんください。6～8ページが先ほどの課題に対する取り組み施策案で、内閣府案として前回提示させていただきました。

そちらをまとめたものが10ページの【資料C】と打っているものですがけれども、こちらの今回改定案の骨子というところで御提示させていただいたもので、こちらについて前回、方向性というところでは御了承いただいたと認識しております。

続きまして、11ページですが、こちらは参考までにおつけしております。こちらが現アクションプランで、本日の御審議の中でもし現アクションプランがどうなったかなというときには、こちらをごらんいただければと思います。

最後の12ページが、これからのヒアリングの進め方を記載させていただいております。

「1. 対象省庁」としましては、書いてありますとおり、内閣府。内閣府は10分。それ

以降、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、総務省、経済産業省。こちらは各5分で御報告させていただく予定になっております。

「2. 報告事項」ですけれども、こちらはおつけしております資料1-2が、先日から内容について紹介させていただきました御意見について、各省の対応案をまとめ、一覧表化したものでございます。こちらの内容は、前回いただいた御意見に対する関係省庁の対応案と、前回の計画部会で担当部局が不在でしたため、未回答となっておった事項、具体的には総務省の公営企業のあり方と経済産業省の公営ガス事業ですが、それら2点についての回答を資料1-3以降で各省庁から御説明させていただくということになっております。

また、最後に「3. 質疑応答」ですけれども、その後、資料2-1、資料2-2について内閣府から説明させていただきました後にまとめて質疑させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柳川部会長 それでは、今、御説明いただいたとおりですので、まず御出席いただいている関係省庁の皆様から御説明いただくということで、まずは内閣府様のほうから御説明をお願いいたします。

○森企画官 まず、内閣府から資料1-3に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

項目がいろいろと多岐にわたっておりますので、まずは優先的検討の関係、プラットフォームの関係で、あとはその他の関係ということで分けさせて説明をさせていただきたいと思っております。

資料をめくっていただきまして、1ページ目から3ページ目が、まず「実効性のある優先的検討の推進について」という項目でございます。

1ページ目に前回御意見をいただいたことをまとめておりまして、この右側にある対応案ということで記載させていただいております。

まず、大きくは3点ほど御意見をいただいております。1点目と2点目、佐々木専門委員、清水専門委員ということでいろいろ、やはり検討していく上で、自治体の負担が課題といった御意見でありまして、その一つとしてVFM省略ですとか、そういったところが考えられるのではないかという御意見をいただきまして、そちらにつきましては、前回も御説明させていただいたとおりなのですけれども、この右側に記載させていただきましたように「具体的な案件形成が実際に進むように実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行うとともに、実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する」ということで、実際に検討を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の優先的検討で不採用と判断された事業の不採用理由の分析といった点ですけれども、こちらは現在も実はアンケートですとかヒアリングを通じて現状把握に努めておりまして、そういったいただいた御意見にも留意した上で、今、アクションプランにも書い

ているのですが、運用状況をフォローアップして、課題の抽出を、対応策の検討を行うというふうにしていますけれども、それを進めてまいりたいと考えております。

2ページ目と3ページ目を簡単に説明させていただきますと、まず2ページ目なのですが、こちらは前回の御指摘という部分ではなかったのですけれども、現アクションプランで優先的検討規程の策定・運用状況のフォローアップということであつたわけでありまして、これは最新の平成30年3月末時点の規程の策定状況と運用状況を示したものでございます。それで20万人以上では、ことし3月では8割です。ここの表の、人口20万人以上の市区で144団体、79.6%、8割でして、これは上半期のときにはまだ67%でしたので、10%ほどアップして、今、8割というところでございます。

こういったことと、運用状況も、まだできたばかりですので、運用がなかなかあれなのですけれども、開始されておりまして、そういったところを今後も毎年度、こういった状況を公表するというのと、ヒアリング等で把握したそういった課題を踏まえて、先ほども説明させていただきましたように、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発といったことも検討していく予定でございます。

その次の3ページ目が、先ほどの清水専門委員御指摘のものなのですが、こういったことで、これはまだ間に合っておらず、上半期のものなのですけれども、我々、簡易な検討で、あと、詳細な検討を実施して、その結果、次のステップに進みましたですとか、あとは採用しませんですとか、そういったところも調査をしております、導入しなかった理由等も聞いておりまして、こういった形で現状把握に努めておりまして、引き続き進めてまいりたいと考えております。

優先的検討につきましては以上でございます。

○濱田企画官 続きまして、4～6ページを御説明させていただきます。

プラットフォームの関係の御意見を4点いただいております。

1つは「広域化を進めていく上で、プラットフォームでどのような取り組みをしていくか重要となる」という広域化の観点です。これはNo. 1とNo. 5と、ほぼ同じ趣旨かと思えます。

それから、ゴールとか評価の関係の御意見が2番でございまして、プラットフォームは、形成がゴールではなくて、本来のゴールにつなげていくかが重要で、その観点からPDCAを行っていくべきというのが2番でございます。

あと、一番下の6番で「地域力」と書いてございますが、成功事例の普及等をどうしていくのかという御意見をいただいております。

5ページと6ページで、これは現在のプラットフォームの状況です。

5ページが内閣府でやっているタイプのものでございまして、内閣府で支援しているプラットフォームは大体、県ぐらいの単位の範囲を想定していて、そこには将来、広域化につながる可能性を見て、県ぐらいの範囲でやっております。

一方、6ページが国交省さんでメインで動かしておられるプラットフォームのうちの一

つ、ブロックプラットフォームで、これはほぼ整備局単位というものでございます。それと、このほかに特定のプロジェクトに対して官民の案件化に向けて対話を進めるというタイプのものがございます。

これは5ページのもの、特定のプロジェクトを進めるもの等のタイプのプラットフォーム、合わせて47個つくるという目標はあるのですけれども、これは達成されますので、これに伴いまして、形成そのものではなくて、そこからどれだけ案件ができるかというタイプの目標に切りかえていこうという方針を持ってございます。

それから、当然、普及に対しまして、小規模自治体への普及の観点から、成功事例等の紹介をこれまでもやってきておりますし、今後も続けていきたいと考えてございます。

続きまして、7ページ以降をごらんいただきたいのですけれども、財団専門委員から官民対話について御意見をいただいております。それから、8番で高度専門家派遣についても御意見をいただいております。

まず官民対話についてですけれども、リスク分担等を管理者と、発注側と事業者側でしっかり話し合っ、仕様をつくり込んでいくような対応が必要ではないかという御意見をいただいております。それから、御意見ではございませんが、コメントとして、民間提案について、地方自治体の意識向上、問題点などの掘り下げ、具体的事例または具体性を持つての議論をすべきというコメントもいただいております。まずは官民対話の状況について、8ページ、9ページで御説明させていただきたいと思っております。

アクションプランにもございますけれども「『PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド』の周知」を図るというアクションがございまして、これは各省と一緒にやっております。

これは横浜市さんですとか、官民対話を先行してやっておられる事例のいいところを御紹介するものでございまして、このガイドの周知を受けて、鳥取市さんですとか盛岡市さんが制度を導入していただいております、あるいはいただきます。このように対話の窓口自体がふえていて、提案件数自体もふえる傾向にございます。

あと、中身です。やはりやり方をもう少し整理すべきではないかという課題がございまして、これにつきましては、そのような窓口をつくって進めておられる方から事例をいただく、事業者さんから事例を勉強させていただくとともに、内閣府でも支援事業を設けておまして、29年度は大府市を対象にやったのですけれども、このような支援事業を使って、提案を仕様に反映させていくような対話の事例をふやして、一定程度ふえたところでノウハウを横展開していくようなことを今後も続けてまいりたいと思っております。

7ページに戻っていただきまして、高度専門家派遣について、やはり知見を横展開すべきという趣旨の御意見をいただいております。

これにつきましても、内閣府のほうで会計士さんですとか弁護士さんとかにお知恵をおかりして、モデルを考えていくようなタイプの事業を支援する取り組みをやっておりまして、今、2事例ほどございます。もう少し、当然30年度も支援させていただきたいと思っ

ていますので、一定程度、知見がたまりましたら、これも同様にノウハウの横展開を図っていきたくと考えてございます。

以上です。

○森企画官 続きまして、11ページ目から14ページ目ですけれども、こちらはまたいろいろ多岐にわたる御意見をいただきましたので、簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、11ページ目の一番左にNo. 3、No. 4とあります。これは広域化の観点でございます。広域化の論点を内閣府が取りまとめるべきであるということと、広域化の重要性について発信というところで、内閣府ということです。

広域化そのものについては、もちろん広域化をして、よりPPP/PFIを使っていくというのはあるところではあるのですが、広域化そのものについてはPPP/PFIの推進の所掌を超えているということで、こういった御意見をいろいろいただいておりますので、そういったところを関係省庁に情報を共有するというのと、また、現アクションプランにも既に広域化の観点でいろいろ書かせていただいておりますので、それは着実に実行してまいりたいと思えます。

また、次の4番目の広域化のところのメッセージ発信ですけれども、こちらは今、いろいろ個別の事業分野のほうでメッセージ発信を行っておりまして、また今後も必要に応じた取り組みを進めていただくように連携も図っていきたくと考えております。

続きまして、その下の9番、10番というところが公的不動産、PREの関係でございます。

9番は地方創生の取り組みと連携して進めていくことが必要ではないかというところで、確かに我々、これまで同じ府内だったのですけれども、確かに連携という意味では不十分な面はあったかなと思いますので、今後はこういった、いろいろ地方創生のほうでやられている取り組みと連携を図っていきたくと思います。また、そういったものを周知、例えばプラットフォームとか、そういった場で周知を図っていくというところで考えております。

その下の10番目の公的不動産の関係は、我々も必要性は感じておりますので、特に市場性の低い地域の低未利用公的不動産というものは有効活用が困難ですので、そういったところも情報の横展開を図っていきたくと思っております。例えばそういった市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集して、そういった知見等を抽出するといったこととか、これは国交省さんになってしまいますけれども、公的不動産の民間活用の手引きというものの周知等とか、そういったものを通じて、そういった環境整備に努めてまいりたいと思えます。

12ページ目が、まず1つが公共施設等総合管理計画・個別施設計画といった点でございます。こちらは総務省さんにも同じ意見が行っておりますけれども、内閣府としましては、経済・財政一体改革推進委員会というものが別途、経済財政諮問会議の下にあります。そちらで個別施設計画の策定の進捗に合わせて、総合管理計画の見直し・充実化を図ると

いうふうにされておりました、そういった流れで進めていければと思っております。

その下の15～17は、公共施設の非保有という関係でございます。こちらは、勉強は始めていきたいと考えておりました、こういった保有しないケースの事例を今後、情報収集をしまして、保有しないことの効果ですとか問題点等を整理する。そういった情報提供がふさわしいものについては情報提供を行っていきたいと考えております。

13ページ目なのですが、こちらは18～20が、導入が進まない自治体の実情把握ですとか、あとは期間満了明けの検証ですとか、そういった観点でございまして、それにつきましては、前回も御説明させていただきましたが、事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体で進まない理由を分析していきたいと考えております。

21番目は情報展開ということで、こちらはわかりやすい情報提供を心がけるべきというところで、現在も進めているつもりではあるところで、そういったところをまた進めて、今も情報提供関連の施策をいろいろ記載させていただいておりますので、そういったところを進める中で留意していきたいと思っております。

続きましてコンセッションの観点で、やはり個別でいろいろありますので、現場とか地域の実情を踏まえて効果を検証していくのが必要ではないかというところで、これはおっしゃるとおりでございまして、そういったところの検討がなされるところで、なされるように実務的に対応していきたいと思っております。

あと、コンセッション事業の件数目標が「具体化」となっていますが「実施方針の発表」というふうに明確化すべきというところで、こちらについては今、調整中でございます。

最後に、14ページ目がいろんな先生から御意見をいただいたPDCAのCの部分が不足しているのではないかとというところで、こちらはまた後ほど御説明させていただきたいと思っておりますけれども、後ほどの資料で、前回の進捗状況のところに進捗度評価ということで、これは各省庁の自己評価なのですが、とりあえず、今、できることとしてつけさせていただいたところがございます。

ただ、御指摘で、周知を図るですとか、そういったところで、では、周知を図って、どうで、次はどうするのだといった御指摘だったと思いますので、今後は各施策の本来の目的をより意識して、実施可能な対策からこういったもので実施していくように各省庁とも連携を図っていききたいと思っております。

内閣府は以上でございます。

○柳川部会長 それでは、続いて国土交通省様、よろしくお願いたします。

○国土交通省（中井課長） 国土交通省でございます。資料1－4をごらんいただければと思います。資料1－2のほうで委員の皆様からいただいた御意見に対しての対応案を全て記載させていただいておりますけれども、時間も限られておりますので、その中から抜粋して御説明させていただければと思います。

1ページでございます。小規模自治体への普及という観点で御意見をいただいております。

して、小規模自治体への普及を図るため、複数自治体による広域化のモデルづくり、あるいは地元企業を中心となる地域完結型のモデルづくりが必要という御意見でございます。

これに対しては、国交省において今年度から「官民連携モデル形成支援」という新たな事業を立ち上げることにしておりまして、対象自治体を選定いたしまして、例えば広域連携ですとか分野横断、あるいは地元の人材活用といった中小規模の地方公共団体における課題克服に資するモデルの形成を図っていきたいと考えております。

2 ページでございますが、下水道の広域化の観点で幾つか御意見をいただいております。

1 つは、コンセッションを推進していく上での人口減少への対応案を考える必要があるのではないか。

それから、コンセッション導入と広域化を進めるための手引書の作成が必要ではないか。

それから、広域化を進める上でのインセンティブ措置を検討すべきではないかといった御意見でございます。

人口減少への対応につきましては、やはり広域化・共同化による事業性改善というものが重要だと認識しておりまして、関係 4 省から全ての都道府県に対して平成34年までに「広域化・共同化計画」の策定を要請したところでございます。

手引書の関係で、コンセッションについては平成26年度に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を作成しているところでございます。それから、広域化について、事例集を現在作成中で、今後公表していこうと考えております。また、先行して「広域化・共同化計画」の策定に取り組む県の検討を支援していきたいと考えておりまして、その成果を今後、水平展開していきたいと考えております。

それから、インセンティブ措置について、今年度から社会資本整備総合交付金におきまして、広域化の計画策定から取り組みまでを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業というものを創設したところでございます。

それにつきましては、後ろの 7 ページをごらんいただければと思いますが、例えば「事業創設」の下のところを書いておりますけれども、施設の統合に必要な管渠について交付対象範囲を拡充するでありますとか、あるいは下水道でし尿等を受け入れるといった施設も交付対象に追加するといったことをやっております。計画策定から事業の実施までを一体的に支援するというものでございます。

戻っていただいて、2 ページでございます。下水道の使用料適正化についての御意見ということで、料金の適正化はPPP/PFI以前の問題として必須であるということでございます。

この使用料適正化につきましては、まず使用料算定の参考基準となる「下水道使用料算定の基本的考え方」というものがございまして、これを昨年見直して、将来の更新需要の増大に備えて資産維持費を対象経費に位置づけることをやっております。あわせて、事務連絡の発出、あるいは下水道経営支援アドバイザー制度の創設などによりまして各自治体に、この基本的考え方の周知徹底を図っているところでございます。

加えまして、今年度から公営企業会計の適用とか、その検討について社会資本整備総合

交付金等の交付要件化ということをやっております。それから、下水道事業の中長期の収支見通しを推計できるモデルの開発・提供といった取り組みもやっております、こういったこともあわせて使用料の適正化に向けた取り組みを引き続きやっていきたいと考えております。

3 ページで、道路の関係で、愛知県道路公社の先行事例の横展開につきまして、情報提供の中身あるいはその効果を説明してほしいということでございます。

この横展開につきましては国土交通省、あるいは愛知県、それから、愛知県の道路公社、コンセッション会社におきまして、主にブロックプラットフォーム等における資料配付でありますとか、あるいはコンセッション事業セミナーなどのセミナーにおいてプレゼンを行うといったことによりまして、自治体等の関係者に対して情報提供を行っているということでございます。件数としては、平成29年度は35件行っていたところでございます。

ただし、まだ具体的な提案は出てきていない状況で、引き続き、このような横展開の取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。

国交省からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて厚生労働省様、お願いいたします。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省でございます。資料1－5に基づいて説明を行います。

1 ページ目で、厚生労働省関係の御意見とその対応案というものを整理した一覧表でございます。

まず左側のほうで、御意見として「水道事業分野においても、北海道内7空港コンセッションの事例を参考に、一つの民間事業者が複数の地方自治体とコンセッション方式の事業契約を個別に締結することによって、実質的に広域化と同じ効果を得ることが可能になるのではないか」という形でございます。

これに対しましては、御指摘のような方法も当然考えられると思っております。ただ、水道事業におきましては、まだコンセッション方式を導入した事例がないこともありまして、まずは水道法の一部を改正する法律案の早期成立を図りまして、この改正法に基づく取り組みを進めていく。こういうところから始めてまいりたいと考えているところでございます。

2 点目で「水道は人口減少が事業継続に強い影響を及ぼすため、コンセッションを推進していく上ではそれへの対応案を国で考える必要があるのではないか」ということでございます。

2 点ございまして、全体的な話といたしまして、人口減少に伴う料金収入の減少といった水道を取り巻く課題に対しまして、水道の基盤強化を図る必要があるということで、今般、水道法の一部を改正する法律案を提出しているところでございます。特にコンセッションの導入に当たりましては、人口減少を踏まえて、地域の実情に応じ、料金の枠組みや

リスク分担等を決定する必要があると考えています。この法律案の成立後、このような留意事項について、国としてガイドライン等において示していきたいと考えております。

3点目でございますが「公営企業であるにもかかわらず更新財源が不足するのは料金を低く抑えてきたためであり、水道における料金の適正化はPPP/PFI以前の問題として必須であるということはしっかりと明示する必要がある」という御指摘でございます。

この中で、今国会にて水道法の一部を改正する法律案を提出しておりますが、その中で水道事業者等は、施設の更新需要を含む事業の収支の見通しを作成し公表する。このような努力義務を課しております。また、水道料金につきましては、健全な経営を確保できるものでなければならないということをおえて明示しているということで対応していきたいと考えているところでございます。

4番目で「取組番号43、44について、水道コンセッション推進のため、コンセッション導入と広域化を着実かつ合理的に進めるためのプロセスを示す手引書の作成が必要ではないか」ということでございます。

広域化につきましては「水道広域化検討の手引き」を示しておるところで、コンセッションにつきましては、法律案の成立後、留意事項についてガイドライン等において示してまいりたい。このように考えております。

最後の御指摘で「広域化が各事業にとって真に望ましいものであるならば、誘導するようなインセンティブ措置を所管省庁は検討すべきである。特に上下水道について現在の見解を報告頂きたい。また、自治体に跨る話であるので、総務省からも広域化の推進策をどのように考えているのか教えてほしい」ということでございます。

こちらにつきましては、水道事業の広域化を推進するため、市町村域を超えて水道事業の広域化を実施するに当たって必要な施設整備のうち、一定の要件を満たすものに対する財政支援措置を設けているということで取り組んでいるところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて文部科学省様、お願いいたします。

○文部科学省（山川課長） 文部科学省でございます。資料1－6をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、前回いただきました御意見としまして大きく3点ございました。

1点目が、地域活性化のための学校跡地等の活用促進についてでございます。

2点目が、自治体が資産を持たないことについても検討すべきではないかという御意見でございました。

3点目が、新たに施設を整備するだけでなく、既存施設においてもコンセッションの活用推進をすべきではないかという御意見でございまして、これらにつきまして次ページ以降で御説明を申し上げます。

まず、廃校活用の促進についてでございます。2ページ目をごらんください。

文科省では、ホームページにおけるマッチングサイトの開設であるとか、事例集の作成等によりまして、廃校活用を積極的に推進しております。この資料につきましては、前回御説明したとおりで、内容は省略させていただきますが、このように事例集とかを作成して推進しているということでございます。

この廃校活用の事例の中で、自治体や事業者だけではなくて、廃校を活用することで地域全体の活性化につながっている事例を紹介しておりますので、それを御説明させていただきたいと思っております。3ページで、熊本県菊池市の廃校活用の事例でございます。

下に写真をお示ししておりますけれども、左側が廃校になった小学校を民間事業者の酒蔵に活用しているということでございます。また右側で、廃校になった中学校を体験型の宿泊施設として「きくちふるさと交流館」に活用している事例でございます。

自治体側のメリットとしましては、この廃校施設の売却益であったりとか、雇用創出であったり、あるいはこの建物の維持管理費を減らすことができるという効果がございます。それ以外に、地域活性化のメリットとして真ん中に書いてございますように、観光客増加による経済効果が期待されて、実際に起こっております。酒蔵につきましては、地域で開催する新酒祭りや工場内の売店にも多数の来場者が来ていると聞いております。また、体験型宿泊施設では1年間に1万2,000名の方が利用されているということでございます。地域活性化に資する効果があったということだと思っております。

右側に事業者側のメリットも記載させていただいておりますが、既存施設を使うことによりまして安価な改修費用により事業開始が可能である。あるいは体験型宿泊施設としましては、学校施設というものが同じような大きさの教室に分かれておりますので、宿泊施設等にも改修がしやすかった。そういった利点があると聞いております。

2点目で、資産を持たないという観点での効率的なストック活用の事例についてでございます。

文部科学省では、学校施設の老朽化が進みまして、今後、多くの建物が一斉に更新時期を迎えるということがございますので、改築よりもコストの低い長寿命化改修への転換を促しているところでございます。学校施設の長寿命化計画策定の解説書というものを作成いたしまして、各自治体に周知しているところでございます。

この解説書におきまして、トータルコストの縮減という観点から、改修を進めるということだけではなくて、学校施設を保有せずに共用化したり、他の機能を複合化するという事例についても紹介して、好事例としてお示ししているところでございます。

その事例として、下の左側で、神奈川県海老名市の事例で、この海老名市では老朽化したプールを改修するのではなくて、コスト縮減の観点から、全校の学校プールを廃止しまして、市内各所の屋内温水プールにて水泳の授業を実施している事例でございます。

また、右の事例で、これは山形県の事例ですけれども、小学校5つを1つに統合して新たに学校をつくった事例で、この学校の図書館を公立図書館として地域住民が利用する場

としても整備する。この配置図のところにも書いてございますけれども、地域住民専用玄関を設けまして、共用化を図るといった事例もございまして、このような学校施設の共用化といった観点も非常に重要であると考えておりますので、今後ともこのような情報提供を進めていきたいと考えております。

最後に、既存施設のコンセッションの活用についてでございます。

現在、文部科学省では3点のコンセッション事業が30年度までの目標ということで進めておりますけれども、そのうち、今、上がってきていますものは、その多くは新設の建物であるということで、既存の建物につきましては、特に文教施設の場合、なかなか収益が上がらない面もございまして、既存施設では進まない現状もございまして、ただし、コンセッション事業におきまして、既存施設の改修におきましてもコンセッションが有効であるということを知っているところでございます。

昨年の3月に有識者会議の報告書を出させていただいております。また、ことしの3月には手引書を策定しまして、文教施設におけるコンセッション事業の導入を促進しようと考えておりまして、5ページ目をごらんいただきたいと思います。

上の段が昨年3月に出した報告書の中で、既存施設に関連する部分をどのように記載しているかということでございますが、この本文にございますように、独立採算が見込めない施設であっても、一定程度、公費を措置する「混合型」の採用によりまして、コンセッション事業の導入が可能である。自由度の高い運営を確保し、民間事業者の創意工夫を生かして収入をふやす。そういったことを目指して導入することの意義は大きいという記載をさせていただいております。

それから、下の段で、この3月に策定いたしました手引きでございますけれども、この中におきましても、大規模改修や更新投資等には、民間の資金やノウハウを活用することが効果的である場合が多い。さらには、大規模改修と運営業務を一括して民間事業者に委託できる点でコンセッションの強みがあるという説明をしております。今後とも、この既存施設のコンセッションという観点でも導入を進めていきたいと考えております。

文科省からは以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて総務省様、お願いいたします。

○総務省（飛田室長） 総務省でございます。

済みません。総務省につきまして、総務省分の御意見と対応案を総務省の部分の資料にピックアップしておけばよかったと思っておりますが、少しそういったところできておりませんので、大変お手数ではございますが、資料1-2と資料1-7、総務省の資料を使いまして御説明申し上げたいと思っております。

総務省につきましては、公共施設等総合管理計画の関係と公営企業の関係で御意見をいただいております。

資料1-2の14番で、公共施設等総合管理計画の関係でございますけれども、右側、総

務省の部分で、各地方公共団体におきまして、かなり策定をさせていただいているわけですが、その策定していただきました総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るということと、あと、できました総合管理計画を、不断の見直しを実施して、さらに充実をさせていく。このために、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を平成30年2月に改定したところでございます。各種会議の機会を捉えまして、その趣旨を徹底していきたいと考えております。

この改定の概要で、資料1-7をごらんください。

1枚おめくりいただきまして「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要」でございます。左下のほうですけれども、総合管理計画の推進体制。これをしっかりとやっていただく。また、総合管理計画の充実についてもやっていただくということでございます。

1つには全庁的な体制の構築ということで、3ページで、総合管理計画の策定あるいはその充実のための改訂の検討の際に、洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいという推進体制の関係のことをしております。イメージといたしましては、庁内横断の検討組織、そしてマネジメントの所管部局をしっかりと置いていただくというところをイメージとしております。

少しお戻りいただきまして「2. PDCAサイクルの確立」の関係でございます。こちらにつきましましては、4ページで「総合管理計画の見直し・改訂」に当たりまして、そもそも、この総合管理計画につきましましては、策定の検討時点での把握可能な状態ですとか取り組み状況等を整理して策定いただいているものでございます。

この内容につきましましては、策定後も、下のイメージにありますように、総合管理計画あるいは個別施設計画の策定に伴いまして、順次、対策の内容など、状況の変化ですとか、そういったものを反映していただく。不断の見直しを実施して、順次、充実をさせていくことが望ましいという形で入れております。

また、2ページ目にお戻りいただきまして、それ以外につきましても、3~5という形で指針の改訂をさせていただいているところでございます。

申しわけございません。資料1-2にお戻りいただきまして、28番で、水道の広域化の推進策ということで、総務省としてどのように考えているのかということでございます。

右側で、上下水道の広域化の推進につきましましては、各所管省庁の取り組みと連携するところと、あと、総務省としましても、各地方公共団体に対しまして、先進・優良事例の周知をしまして、検討を促しているところでございます。

最後、37番で、前回御質問を頂戴いたしました、公営企業のあり方に関する研究会の報告書の周知の効果でございます。

この公営企業のあり方に関する研究会の報告書につきましましては、平成28年度末に取りまとめをいたしまして、その後、周知のほうをしているところでございます。この周知の効果の関係で、総務省におきまして、現在、各公営企業における平成29年度、昨年度中の取

り組みについての調査を行っているところでございます。この調査の結果につきましては、本年秋ごろまでに取りまとめの上、公表をしていきたいと考えております。

総務省は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて経済産業省様、お願いいたします。

○経済産業省（柴山室長） 経済産業省でございます。お手元の資料1－8と、それから、済みません、我々もおつけすればよかったのですけれども、資料1－2を参照いただきながらお願いいたします。

まず前回、白石専門委員から、公営ガス事業につきまして、資料1－2の38番で「公営ガス事業について、最近はコンセッションを検討する自治体もあると聞いているが、これについての平成30年度以降の取組で数値目標の設定等は検討しているか」という御質問がございました。

それでは、資料1－8に基づいて、公営ガス事業者の概要ですとか、ガスは昨年度から全面自由化されたわけでございますけれども、その状況。大津市がコンセッション方式を進めておりまして、その状況。それから、目標について設定しているのかといったことについて、順に御説明いたしたいと思っております。

1 ページですけれども、まず「公営ガス事業者の概要」で、全国で現在24事業者がおります。販売量においては我が国全体の約2%、需要家数で見れば我が国全体の約3%ということでございます。

2 ページは参考ですけれども「公営ガス事業者一覧」をつけております。

3 ページは「ガスシステム改革の概要」で、去年4月1日から小売参入の自由化、基地の第三者利用の制度化など、全面自由化ということで制度改正が行われております。特に小売のところは全面自由化ということで、これまでは地域ごとだったわけでございますけれども、地域あるいは業種を超えて、今、参入が進んでいるところでございます。

4 ページがその状況で、スイッチングの申し込み状況です。これはあるガス会社からほかのガス会社に切りかえる、申し込みを行った件数がどうなっているかというもので、今年の3月末時点で、全国で約84万件のスイッチングの申し込みがあったということで、折れ線グラフで地域別になっておるわけですけれども、紫の線の近畿地方が一番件数が多い状況でございます。

5 ページが個社の動きということで、いろいろ書いておりますけれども、詳細は割愛させていただきますが、最近ですと一番下のところで、中部電力と大阪ガスが首都圏において、電力・ガス、それから、いろんなサービスを販売する会社を設立いたしまして、今後、ここに書いてあることは基本的に首都圏の市場についてが多いのでございますけれども、首都圏において競争が活性化していくことが見込まれる状況でございます。

それから、これは参考で、6 ページ、7 ページですが、競争が必ずしも起きていない地域もございまして、そういう地域も含めて、各ガス事業者がいろいろな新しい料金

メニューとか新しいサービスメニューを提供し始めて、あるいは料金の引き下げとか、そういうことが起き始めているという御紹介でございます。

8 ページが、御質問にありました話と関係してくるわけで、最近、大津市が小売事業での公共施設等運営権制度の活用を進めております。

大津市は公営事業者の中では全国 2 番目の規模ということで、約10万件のお客さんを抱えております。ガスの小売全面自由化後、競争が起きていることも踏まえて、料金設定の機動性ですとか、あるいは他の商材とのセット販売とか、そういったものをよりやりやすくするために、この公共施設等運営権制度を活用して、官民共同出資の新会社に小売事業等を実施させるということを決定いたしておりまして、この4月から共同出資者となる民間事業者の募集を開始しているところでございます。今後、事業者の選定あるいは市議会への上程を行って、来年4月から新しい事業運営形態への移行を予定していると聞いております。

9 ページが直接的なお答えにはなるわけでございますけれども、これまでも公営事業者は民間への事業譲渡などは行ってきておりました。

公営事業者がその事業運営形態を決定する上で、公営のまま、あるいは民間への事業譲渡に加えまして、コンセッション方式を用いたPFI事業の導入といったものを含めて幅広い選択肢を検討できることは重要なことであると思っております。

今回の、先ほど申し上げた大津市のコンセッション方式を用いたPFI活用は、公営ガス事業者では初めての取り組みで、まさに現在進んでいるところでございますけれども、いろいろなガス事業法との関係ですとか、大津市からの相談にこれまでも対応してきているところでございます。今後も必要に応じて、そうした相談に乗ってまいったり、あるいは公営事業者などの集まりの場では、大津市がこういう取り組みを進めているとか、そういった情報共有などを行っていきたいと思っております。

このように、公営ガス事業のコンセッション方式を用いたPFI事業は、そういう意味では、まだ始まったところといたしますか、今、大津市がまさに進めているところで、質問との関係では、現在は平成30年度以降の数値目標等の設定等は検討していないというところがお答えになるかと思えます。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きPPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）の案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森企画官 それでは、資料2-1と資料2-2に基づきまして御説明をさせていただきますと思います。

まず構成なのですが、資料2-1は、最初に概要ということで、これは前回もおおむね御説明させていただいたところでございますが、その後にフォローアップの関係の資料ということで、事業規模の関係が2ページ、3ページとありまして、4ページ目がコ

ンセッション事業の重点分野の進捗状況というものがあります。5ページ目と6ページ目もコンセッション事業の重点分野の進捗状況がありまして、7ページ目から31ページ目までが今のアクションプランの具体的な取り組みの進捗状況ということで各省庁に書いていただいたもので、32ページ目以降が新たに掲げる具体的な取り組み案ということでまとめております。

こういったフォローアップ等をもとに、資料2-2のアクションプランの改定版の案ができていくということにして、本日、この資料2-2に「各省庁施策転記版」とありますけれども、こちらは本日の段階で、今、この7ページ目以降の具体的な取り組みの進捗状況の右側に、各省にPPP/PFI推進アクションプランに掲げる取り組み案ということでは改定アクションプランの記載案ということで記載していただいたところですが、基本的にそちらをこちらの資料2-2に入れさせていただいている。そういう構成になっております。

それでは、順に簡単に御説明させていただきます。資料2-1で、概要につきましては、御意見も踏まえつつ、先日御説明をさせていただいたとおりで、基本的にこの概要といった意味では前回のこういった形でまとめさせていただいたというものでございまして、特に実施主体の経験に応じた推進を図るとの観点から施策をブラッシュアップということと、その他についてもブラッシュアップをして、あとは「コンセッション事業等の重点分野に〇〇」ということで、これはまだ調整中ですが、こういったところを追加していく。そういったところが今回のポイントというふうに事務局のほうでは考えているところでございます。

2ページ目と3ページ目が事業規模の関係なのですが、以前、速報値ということを示させていただいたことはあったのですが、一応まとめましたので簡単に御報告させていただきますと、25年度から28年度ということにして、今、全体でいきますと11.5兆円というところがございます。今、21兆円が目標ですので、数字だけで見ると半分ということなのですが、この中にコンセッションで大きいもの、関西国際空港ですとか、あとは愛知の道路のコンセッションですとか、大きい事業規模のものが含まれておりますので、そういったものを除くと、もう一踏ん張り必要かなと思っているようなところがございます。

3ページ目が歳出削減と歳入増加効果ということで、こちらは大きく2つに分けていますけれども、実は今回、この下の単年度計上基準というものを新たに追加させていただいておりまして、この上のは従来から出していたものでして、当該年度に契約した事業から見込まれる契約期間中の歳出削減とか歳入増加効果を一括して計上しているものがこの上の従来のものでして、もう一つ、単年度計上基準というものを新たに追加しておりまして、これは目標期間内に契約を締結した事業から見込まれる毎年度の歳出削減と歳入増加効果を一括して計上するのではなくて、各年度で計上をしたというところがございます。今後、こういったものも示していきたいと思っております。

4ページ目は、こちらはコンセッション事業等の重点分野の進捗状況で、何回もつけさ

せていただいているものを更新したところでございます。

5 ページ目と 6 ページ目で、こういったものも今後、実は昨年も出していたのですけれども、各コンセッションの手続ごと、導入可能性調査とか、デューデリジェンスとか、マーケットサウンディングとか、実施方針の制定とか、そういったところで、どこの段階まで進んでいるのかといったもので、こういったところをちゃんと「見える化」を引き続き行っていきたいと考えております。

7 ページ目以降は、先ほど申したとおり、具体的取り組みの進捗状況で、こちらに進捗度評価というものを先ほど説明させていただきましたけれども、各省庁で記載していただいたところでございます。

これを見ていただくと、○、×と A、B、C というものがあるのですが、こちらは平成 29 年度末で期限を迎えたものは、達成したか、未達成かという、○、×で評価をしております。それ以外のものにつきましては進捗度に応じて、A、B、C ということで、十分に進捗しているものが A で、相当程度進捗しているものが B で、進捗が大きいものが C で自己評価をしたというものでございます。

個別は省略させていただきますけれども、全体では、まず○、×で、29 年度末までの事項が実は 18 項目、この中でありまして、そのうち達成したものが 14 項目で、未達成が 4 項目でして、特に未達成のものも、最初から 1 番目が未達成なので×になっているのですが、優先的検討の関係で規程の策定が完了するように、助言等の支援を実施するということでもありますけれども、そこはまだ、先ほども説明させていただきましたように、8 割ということで、全部ではないというところで×とさせていただいたのですけれども、そのために今後どうしていくかというところで、こちらは先ほども説明させていただきましたように、また引き続き助言等も実施しますし、公表もしますし、また柔軟性・実効性のある導入手法の開発。こういったことをすることによって、こちらのさらに優先的検討、的確に策定・運用が進むようにしていきたいと思っております。

あと、ABC 評価でしておるところですけれども、こちらは自己評価ということで、全部で 70 項目あるのですが、A と評価したものが 58 項目でして、B が 5 項目でして、あと「－」ということで、重点分野の件数目標期間中は「－」にさせていただいております。そういったものが 7 項目でありまして、あと、C は 0 項目、なかったというところでございます。

例えば、B は 5 項目あるのですけれども、この例でいきますと、9 ページ目の一番上の「⑦優先的検討の優良事例の横展開の具体的推進を図る」というところで、まだヒアリングをいろいろ実施していたところですが、そういった情報の横展開は十分にできているかといいますと、そうではないので B 評価にさせていただきました。これにつきましても、今後は柔軟性・実効性のある導入手法の開発等でそういったところをしっかりとやってまいりたいというところでございます。こういったもので各取り組み、今、できる段階のものとして進捗度評価をさせていただいたところでございます。

続きまして、資料 2-2 を説明させていただきます。資料 2-2 は推進アクションプラ

ンの平成30年改定版というところで、こちらは先ほども説明させていただきましたとおり、この進捗状況を踏まえて、各省庁で記載いただいたものを基本的には転記している形になります。

ざっと説明させていただきますと、1ページ目は趣旨と申しますか、経緯を更新したところでございます。

2ページ目、3ページ目あたりは基本的な考え方で、こちらにいろいろ年末の課題でも示されましたところで、例えば3ページ目ですと、制度面の障害事項等を適切に把握し、解決を図ることですとか、そういったところを加えているのと、さらなる啓発とメッセージ発信は我々も重要だと思っておりますので、そういったところを追記しているところがございます。

あと、下の「見える化」のところなのですけれども、民間とかそういったところの参入という観点から、そういったところの参入意欲を刺激するようなデータ、潜在的な、どれぐらいの市場規模があるのだというところの「見える化」も図ることが不可欠であるというところで、ここを追加させていただいているところがございます。

4ページ目から6ページ目までが事業類型ごとの進め方で、こちらは特段、修正はしておりませんで、このままというところであります。

7ページ目以降が推進のための施策で、こちらは説明させていただいたことがほとんどですけれども、そういったところを踏まえて記載を変更しているところがございます。例えば優先的検討の関係でいきますと、何度も御説明させていただいていますが、8ページ目の⑧という一番下のところが、人口20万人未満の導入促進で、その際にそういったところの実施主体の負担軽減策を検討していきますということを記載しております。

9ページが地域プラットフォームの案件形成の推進でして、団体数の目標が達成したところで、そちらも今、完了という形にさせていただいております。あとは、具体的取り組みは実務でやる中で、引き続き推進していく中で案件形成をより進めていく形にしております。

10ページ目と11ページ目が公的不動産における官民連携の推進ということで、こちらは先ほど説明させていただいた部分が⑥の部分になるのですけれども、こういった市場性の低い低未利用公的不動産の関係で、有効活用をしていただくような横展開を図るですとか、そういったことを記載させていただいております。

11ページ目と12ページ目が民間提案の積極的活用というところで、こちらにつきましては、これも説明させていただいたものですけれども、例えば②で、官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるように、知見の収集に努めて、周知を図ることが記載をしております。

12ページ目と13ページ目が情報提供等の地方公共団体に対する支援で、こちらにつきましても前回の我々の説明資料にもつけさせていただいておりますけれども、PFI法で創設予定のワンストップ窓口とか助言機能とか、そういったところが円滑に進むように検討すると

いったことですか、高度専門家の関係で有益な情報を整理して、広く情報共有を図っていくといったことですか、あと、先進的な取り組みとか組織設計とか、そういったところもちゃんと分析をして、情報展開を図るといったことを新たに記載しております。

14ページ、15ページで、14ページ目が株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用というところで、こちらは引き続き行っていくということで、特段変えてはいないところでございます。

あと「(7) その他」を新たに付け加えております。今の分類の枠ではないところで幾つかございましたので、そこは「(7) その他」ということで入れております。これも既に御説明させていただいたとおりなのですが、事業期間の満了案件の検証ということで、あと、民間の観点から、官民のリスク分担の実態把握ですとか、一番下は国交省さんですが、御説明があったとおりなのですが、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図るといったことを入れております。

「4. 集中取組方針」で、こちらはコンセプションになっており、コンセプションが中心なのですが、こちらは「整理中」とか「更新中」というふうの下に書かさせていただいていますが、先ほども説明させていただきましたが、目標の考え方・捉え方につきましては、ちょっと整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、17ページ目が空港になっておりまして、こちらは国管理空港では外部有識者による検証を行い、検証結果を今後の案件に反映していくということを記載しております。

18ページ目、19ページ目が水道でございまして、水道につきましては、これも法を改正して、さまざまな取り組みを行っていくところですので、そこはまた引き続き行っていくという整理にさせていただいております。

20ページ目と21ページ目が下水道になっておりまして、下水道は、目標のところにつきましては、今、整理をさせていただいているようなところでございます。あとは、新たな取り組みとして、20ページ目の一番下ですが「『下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会』や」というところで「『民間セクター分科会』を通じて」というところで官民リスク分担や課題の解決方策について検討を進めるとともに「見える化」を図るということで、こちらは更新をしているところでございます。

「④道路」「⑤文教施設」「⑥公営住宅」「⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設」「⑧MICE施設」ということで続くのですが、こちらは今、引き続きこういったことで取り組みを行っていくということで記載をさせていただいております。

あと「⑨公営水力発電」と「⑩工業用水道」というところで、具体的な目標は調整中ではあるのですが、今、一応、経産省さんということで、公営水力発電と工業用水道ということで、それぞれ3件の具体化を目標とするということで、こちらで記載をさせていただいております。

最後に、事業規模目標のところは25ページ目以降になるのですが、こちらは修正

したものは、わかりやすさの観点から25ページ目の上のほうなのですが、民間事業者の総収入ということをしているのですけれども、ちょっと誤解を生むようなこともあってはいけませんので、内容は変えていないのですが「平成25年度から34年度までに契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の総収入」ということで、これは34年度までの収入だけではなくて、それ以降も含むということがわかるような記載に変えているところでございます。

おおむね改正内容は以上で、あと、こちらは別紙が一番後ろについていたのですけれども、こちらは完了したということで、これは全体を削除する予定でございます。

説明は以上でございます。

○柳川部会長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、アクションプランの必要な見直しの観点から、できるだけ御質問・御意見をいただきたいと思っております。どなたからでもよろしくお願いたします。

どうぞ。

○石田専門委員 御説明ありがとうございました。

前回の計画部会には出席できませんでしたので、法改正等を抱えながら、ここまでまとめていただいて、非常に進捗しているのではないかなとお聞きしておりました。

きょうは、基本的には、この資料2-2というところが主な審議事項になるのかなと理解をしておりますけれども、ちょっと気がついたところを4つほど申し上げたいと思っております。

まず1つ目、8ページに、最初に「3. 推進のための施策」の「(1) 実効性のある優先的検討の推進」の⑧で、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進について記載を充実させていただいておるかと思っております。

それで今回、これまでのPFIをやっていない自治体さん、特に20万人未満の自治体さんに裾野の拡大を図っていこうということで、これ自体は非常に重要なことだと思っているのですけれども、余り小規模な、なかなか民間として取り組みにくい案件がふえていっても余り好ましい状況ではないのではないかなということで、広域化というのが多分裏返しで必要になるだろうということで、前回も結構、広域化の議論はあったかと思うのですが、今回のアクションプランの改定案の中に広域化についての言及が余りないように見受けられるので、⑧のところに、負担軽減策とともに、やはり民間としても取り組みやすいような広域的な案件形成に関する言及とかがあってもいいのかなと思っております。

それとリンクするのですけれども、次のところの9ページ以降の「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」。恐らく複数の自治体で案件形成していこうとすると、やはり地域プラットフォーム、ブロックプラットフォームを有効活用していくことになると思うのですが、こちらにやはりそういった広域的な案件形成についてのことなんかが言及されるといいのかなと思っておりますので(1)と(2)で、広域的な案件形成について何らかの取り組みの施策を入れていただきたいなと思っております。

ちょっと細かいことになるのですが、10ページの⑥で「地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体的な案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し」と、まさしくプラットフォームの数は十分できたので、これから案件形成数を見ていこうというお話が先ほどありましたので、こちらについての目標設定について、ぜひ前向きに御検討いただきたいと考えております。

それから、15ページの「(7) その他」になるかと思うのですけれども、課題のところ整理をした、資産を保有する必要がないという、必ずしも保有しなくてもいいような、公共サービスのために供する資産もあるのではないかという話。こちらもせっかく議論をしたところなので、何らかの形で入れられないか。そうすると、今の時点ではその他のところになるのかなということを考えておりました。何らか研究をしていく段階なのか、事例を収集して普及啓発を図っていく段階なのか、わかりませんが、何らかのことが出てくるといいのかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 いかがですか。何かお答えできるところがあれば。

○森企画官 広域化につきましては、確かにおっしゃるとおりの観点はございますので、こちらは何か入れられないかというのは検討していきたいと思っておりますし、プラットフォームにつきましては、今、広域的な地域プラットフォームの形成を支援するという、いろいろ書かさせていただいているところもございますけれども、ほかにあるかどうかというのはまた検討させていただきたいと思っております。

あと、最後の資産を保有しないというところは、とりあえず、今、我々としてはまだ勉強段階といえますか、検討段階ですので、なかなか今のところ、入れるのは難しいかなとは思っていたところでございます。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

赤羽専門委員、どうぞ。

○赤羽専門委員 3点ほどあります。

まず内閣府さんの資料で、これは4ページで、プラットフォームでつくったら終わりではないというところを、案件形成そのものを目標とすべく、国交省と連携を図る。これは具体的には多分KPI、どれだけ案件が出てくるかというところをより着目してだと思っておりますし、PDCAという意味で、ほかの先生方も言われていましたが、プラットフォームもそうですし、国交省さんのところで、この資料2-1の道路のものも、26ページの60と61も自己評価はAとなっていますけれども、これは多分、御説明のときにもありましたが、まだまだ不足しているという御認識はあると思っておりますが、我々の認識としてはやはりいろんな案件が出てくることに対する評価ということですので、そういう観点からPDCAを回していただきたいと思っております。

それから、今の石田専門委員のところとも関連するのですけれども、広域化、特に水道なんかがよく事例に出てくるのですが、この資料1-2の28ですか。これは3省、厚労省

さんと国交省さんと総務省さんに共通の上下水道のところなのですが、厚生労働省さんのところは水道法の改正ということで料金等を、これは資料で料金のところもちゃんと取るということ、法改正とガイドラインも今後やられるということがたしか入っていたと思うのですが、国交省さんの資料も結構書いてあるのですけれども、国交省さんの資料1-4の3ページ目ですか。いろんなところで書かれているのですが、下水道について、この料金のところをどうするかということと、公営企業会計の適用または検討を推奨するというふうになっているのですけれども、このあたりは雨水が入っているので結構難しいと思うのですが、公営企業会計の適用をただけでは多分、全然解決しないことは厚労省さんが料金等のガイドラインを出していることから明らかですから、それは公営企業法、会計法の適用があることは前提なのですけれども、やはり料金等についてのしっかりとした考え方を入れていくことが重要かと思って、第一歩ではあるのですが、多分、そのあたりの取り組みが引き続き必要ではないか。

あと、厚労省さんと国交省さんと総務省さんも入っているのですけれども、総務省さんのほうは連携するとともにということと、前回、公営企業法についての上下水道とか、多くは公営企業法なのですが、それについての質問については37のところ、こういう質問であったか、どうであったか、あれですけれども、29年度の公営企業のあり方の報告書の周知の効果で、また秋に報告するのだということで承ったのですが、観点として、公営企業も、要は将来の料金の不足とか、それから、資本支出があることでお金が不足していく。地方財政健全化法をやって10年だと思うのですけれども、公営企業については多分、資金不足率という問題があって、それについての観点といいますか、地方財政健全化からの観点というものが、済みません、最近の報告書をチェックしていないのであれなのですが、公営企業の資金が不足する、または支出がふえると、公営企業自体の資金不足率もさることながら、当然ながら、公営企業法は一般会計から繰り入れをしているわけですね。それを収入としているわけです。

そういう意味では、地方公共団体本体のほうの財政赤字が拡大するという観点から、そうすると地方財政健全化法の4章のほうにも将来的には影響してくることだろうと思うので、そういう観点がいろんな、各公営企業、上下水道それぞれの業法の中では対応しているのですが、最終的に地方自治体、それから、地方公営企業の赤字なり、もしくは資金のところの、そういう観点からの現状分析というものは今まで、済みません、私も見てこなかったものであれですが、されているのか。あとは今後、されるのか。そういう観点が必要ではないかというふうに財政健全化の観点から思っております。

以上です。

○柳川部会長 もし、現段階で何かお答えがあれば。

○石崎審議官 ありがとうございます。

先ほどの広域化の話等もありまして、我々も御意見をいただいて、今回、アクションプランに位置づけていく中身ということで、いってみればPFIの一步、背景になる、土台にな

るようなお話だと思いますけれども、どこまでそれを我々としてアクションプランの中に位置づけるかというのは多少悩みながら、今回、提案をさせていただいてございます。

確かに広域化の話ですとか、他省でやられている広域化を、広域化自身の目標を、例えばこのPFI、このアクションプランに掲げるといのは少し役割分担として違うのかなと思いますが、いずれにしても、広域化を進めることと連携をするということは非常に大事な話だと思いますので、そういう形の連携の中で、先ほどありましたような御指摘について、また記述させていただきたいと思います。

赤羽先生の今の御指摘も、財政赤字のところどこまでPFIのアクションプランの中へ取り込むのかという観点があるかと思いますが、そのところは少し関係省庁とも御相談させていただきまして、このアクションプランの役割分担の中でどこまで書けるのかということについて、少し整理をさせていただければと思います。

○柳川部会長 よろしいですか。

○赤羽専門委員 ちょっと総務省さんにお聞きしたいのです。

○柳川部会長 では、総務省さん、お答えできるところがございましたら。

○総務省（飛田室長） 申しわけございません。財政健全化法の関係と公営企業との関係につきましては、担当ではないものですから、ここで明確にお答え申し上げることができません。

一応、公営企業の経営のあり方に関する研究会というところにおきまして、やはり人口減少ですとか、施設の老朽化ですとか、それから、職員さんも大量退職が出てくる。そういった中で経営環境が厳しくなっているというところで、公営企業につきまして抜本的な改革、例えば公営で行う必要性があるのかですとか、あるいは事業としての持続可能性がどうなのかですとか、あとは民営化、民間譲渡、広域化、あるいは民間活用。そういったところを方向性として示しまして、報告書として出しているところでございます。

担当ではないので、ちょっと不正確な可能性はありますけれども、当然、公営企業は自治体のほうの会計で経営しているわけですので、御指摘のように一般会計からの繰り入れというものも一般的にはあるところでございます。そういったところも考えているとは思いますが、きょうは詳しく御説明できなくて大変申しわけないと思っております。

○赤羽専門委員 何か御報告はいただけるのかなという感じですか。

では、また教えていただきたいのと、あと、審議官のコメント、ありがとうございます。PFI法は当然のことながら、いいサービスと財政の健全化というものがあれなので、やはり本来であればプロジェクトごとに、海外では多分、一般的だと思いますけれども、今回、単年度のものを入れていただいた。単年度の効率化のものを入れていただいたと思うのですが、各プロジェクトでどれだけ公的資金を削減することができたかという観点もすごく、そこを結構、もともとのPFI法の成り立ちの一つでもあるので、もしくはPPPといいますか、イギリスの、そのところはぜひ書いていただき、PFIをやる上では当然のことなので、そのところはここのアクションプランのところにも肝要なところなのかなと私自身は思っ

ております。

○柳川部会長 江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 ありがとうございます。

前回コメントさせていただいた点で、コンセッションの件数目標を、アクションプランの一番大事なところは件数目標だと思うのですが、そこが具体化という、ちょっと抽象的な表現になっていて、私は実施方針の発表で1件と数えるべきだと思うのですが、今、御回答は調整中というふうに記載されていて、実際、資料2-2のドラフトの中の16ページの下のところ、今、注書きで赤く書いてあるところだと思うのですが、これは目標設定について実施方針の発表というものを目標にできないのは何か理由があるのでしょうか。

○石崎審議官 現在、重点分野の目標設定については件数と、何年までという期限を決めてやっているのはあります。そのために、基本的には余り長期の目標を立ててもしょうがないだろうということで、2年とか3年とか、そういう観点でやっていますので、ある意味では2年とか3年でできるところまでということを考えてときに、例えば条例化とか、そういう形での実施方針を出して条例化するとか、そういう形になると、かなり年数がたってしまう。そういう観点と、あと、国として公共団体をどこまで、最後は公共団体の自主判断というところがありますので、国がどこまで関与できるかという、その辺の観点から、まずは具体化するまでで、要するにデューデリジェンスを行う、着手するまでという形で一定の整理をしたというふうに我々も聞いてございます。

ただ、そのまま順調に全ての案件が進んでいるのであれば、その考え方もそのままでもいいだろうとは思いますが、そこでやった結果、その場で足踏みしている案件もたくさん出ておりますので、そのままの考え方でいいのかどうか。ただ、一つの目標設定として、目標設定を一旦切っていますので、それはまず達成する努力をする。それで、さらなる目標を立てなくていいかどうかについて、今、関係省庁と調整をしている。そういう状況でございます。

○柳川部会長 よろしいですか。

根本部会長代理、どうぞ。

○根本部会長代理 4点あります。

1つは、内閣府さんの最初の御説明のときに自治体のアンケートというものがあって、最初の資料の3ページなのですが、コメントの中に、事業実施に当たって時間的な制約があったというのが記載されていて、これはおかしい。PPP/PFIが時間的な制約にならないように簡素化ガイドラインをつくっているはずなので、それがやはり浸透していないということだと思います。そこで、アクションプランに反映させるとすると、優先的検討規程の中だと思うのですが、アクションプランの8ページの②のところ、具体的な案件形成の進捗の中に文言として、簡素化ガイドラインの有効活用を図るなどという文言を入れることによって、しっかりとアクションプランに位置づける。ちょっと忘れられているのでは

ないかという気がします。これが1点。

2点目が、資産の非保有の場合のイコールフットィングの問題です。私が提起したのですが、私はイコールフットィングをしているのか、いないのかというふうにお尋ねして、イコールフットィングという用語でお返しをいただいていないのですけれども、もしイコールフットィングをします、もしくはしているのですというのであれば、民間の認識はそうはなっていないので、これもアクションプランの中に、非保有であっても補助金等はイコールフットィングしているので、有効な活用を推進するという文言が入ってしかるべきだろうと思います。もし、していないのであれば、していないと回答した上で、なぜできないのか、いつできるのかということをしつかりとお答えいただきたい。これが2点目。

3点目が、上下水道の料金ですけれども、厚労省さんと国交省さんからそれぞれ新しい動きとして御報告をいただいて、いずれも更新費用もしくは資産維持費という形で位置づけるという御回答でしたので、これもしつかりとアクションプランの中に、これは新しい動きだろうと思うので、書けるかなど。本文をお読みする限り、余り明示的にそこまでは書いていないような気もするので、やるのであればしつかり書いたほうが、書けるのであれば書いたほうが良いと思います。

最後です。個別施設計画ですけれども、これは問題は、先ほどスケジュール的に御説明いただいたのですが、私が感じている大きな問題は、総合管理計画の策定前に既に策定をされていた計画類。これは橋梁、公営住宅、下水道等の、一部、学校も含まれますが、長寿命化計画とか再編計画をそのまま個別施設計画と位置づけている例が非常に多いということでもあります。そのこと自体、悪いことではないのですが、本当に総合的に見て予算不足が解消されるのかどうかについては、基本的には検討がなされていないです。計画があるので、それを取り入れているだけで、そのとき、当時、27年度以前に縦割りの分野で見たものが本当に予算が取れるのかということを検証するために総合管理計画を策定しているので、現時点で再検証する必要があると思います。

総務省さんには説明会とかで具体的に指摘をしていただきたいということなのですが、アクションプランの中で11ページに総合管理計画のくだりがありまして、この中に個別施設計画の策定や改定の内容を受けて不断に見直すという文言をぜひ入れていただきたい。ここは変わっていないので、従来どおりみたいに受け取られてしまうので、新しい通知も出たということであれば、不断に見直す、個別施設計画につなげるということをしつかりと明記すべきではないかなと思います。

以上です。

○柳川部会長 それでは、お答えできるところはお答えいただけますでしょうか。

○石崎審議官 まず、時間的制約の簡素化ガイドラインにつきましては、御指摘のとおりだと思いますので、表現ぶりを工夫させていただきたいと思います。

イコールフットィングの話は、先ほど石田先生のほうからもありましたが、何にまでできるのかというのが正直なところ、まだ我々としては考えておりますので、それも少し工

夫させていただければと思います。

あと、料金の話とか個別施設計画の話で、関係省庁もございますので、どういう形の表現まで可能なのかにつきましては、また整理をさせていただければと思います。

○柳川部会長 いかがでしょうか。

各省の方、何かお答えできる場所があれば。

○根本部会長代理 いや、個別にお答えいただかなくて結構です。

○柳川部会長 では、御検討いただくということで。

清水専門委員、どうぞ。

○清水専門委員 前回欠席しましたので、意見を出させていただけましたが、それに対して御回答いただいてありがとうございます。

2点、それに関連してということで、厚労省さんの先ほどの広域化にも関係するところになるのですけれども、これは厚労省さんの資料でいいますと、資料1-5で1ページ目の下から2つ目のところです。水道コンセッションを含む、民間活用と広域化を車の両輪として同時並行的に進めることに大きな意味があるのではないかという趣旨でコメントさせていただきました。それでお答えいただいたのが「水道広域化検討の手引き」等もあり、それから、もちろん水道法の改正で、今、一生懸命取り組まれているということで理解しております。

この手引きのほうですけれども、私の理解が間違えでなければ、これをつくられたのが随分前で、平成20年ぐらいかなと思うのですが、そのころはまだコンセッションもありませんし、そういう意味では少し前のフェーズのものであったかと思っているのです。今、コンセッション、民間活用がその後、どんどん進んできているということの中で、やはり広域化と民間活用を同時に進めることの効果をぜひ真正面から見据えていただきたいなと思っていまして、特に施設の老朽化ですとか、給水人口の減少、それから、技術の承継等、非常に重い課題を背負っていることを踏まえると、この2つの手法を同時に取り組むことの効果は大きいかなと。広域化の効果をより良く発揮させるためには民間活用をしっかりと入れるべきでありますし、民間活用の効果をよく出すためには広域化も取り入れるべきであると思っています。

それで、水道法の改正の中でも広域化の観点と民間活用、コンセッションの話と両方出てくるのですが、これがそれぞれ一つ一つの手段になっているような見え方もするものですから、もちろん、全てにおいて、これを2つ同時に進めるとハードルが高いですし、難しいということはよくわかるのですが、この2手法で相互にシナジーを出して進めていくところの意味をぜひ国としてしっかりと考えていただければ有り難いということです。

それに関連して申し上げますと、この広域化の手引き等について、次回改定をされるときにはそういった民間活用の効果をしっかりと、それも同時に進めるべきというところを、あるいは進めるための具体的方策というものをぜひ入れていただきたいと思っています。

それで、先ほど審議官から、広域化というものはどこまで、この場で議論するべきかということもあったので、今回のアクションプランのところで申し上げますと、資料2-2ですけれども、今回、上水道のところ、18ページから19ページにかけてのところについては、特段、変更点はないということなのですが、19ページ目の一番上のポツにそういったことが書かれているのですが「広域化と併せ」というふうに書いてあって、広域化とコンセッションを同時に進めようというふうに読めなくもないです。しかし、やはりここはもう少し明確化して、例えば広域化も重要な契機としてコンセッション等の民間活用をしっかりと進めるべきであるとか、そういった形で、この2つの手法の併用の効果にもう少し言及していただければいいのかなと思っております。それが1点目です。

もう一点は、内閣府さんの資料1-3の1ページ目の真ん中のところで私のほうから意見させていただいた点ですが、答えていただいています、ありがとうございます。

それで、この意見の中でVFM計算の話に加え、事業実施判断の際に、民間収益事業の地域活性化効果のところも重視するスタンスを少し織り込んでいってはどうかと思っていて、事業が100あるとして、公共的事業の部分がそのうち例えば10の割合に過ぎないとしても、残り90の民間収益事業の経済効果は大きいと思っていて、その際公共事業と民間収益事業が事業としては相互に必要とされるような事業もあると思うのです。そういう中であって、VFM計算で小さい金額の議論をするよりは、むしろ、この民間収益事業から生まれる地域の活性化効果というものをよりしっかりと検討することに実質的意味があるものもあると思いますので、その辺をバランスよく判断していく必要があるかなと思います。

そのところを少し入れ込んでいただければありがたいということだったので、この改定アクションプランの資料2-2の8ページ目の⑧の部分、ここに埋め込まれたのかなと思うのですけれども、ここでいいますと人口20万人未満の自治体のところへの記載ということになっていて、これは人口20万人未満に限らず、全般的にここの趣旨は生かされてもいいのかなと思いますので、その辺を含めて少し工夫いただければありがたいかなと思っております。

以上、2点です。

○柳川部会長 それはちょっと工夫していただけてということで、御意見を少しいただければと思います。

小森専門委員、どうぞ。

○小森専門委員 小森でございます。3点ほど意見を述べさせていただきます。

アクションプランの資料2-2のほうでコメントさせていただきます。後ろからで恐縮でございますが、25ページ、26ページの契約期間中の単年度の計上というところ、この記載は大賛成でございます。いつも民間のことに引きつけて申しわけないのですけれども、私は法務部なものですから、「●●億の契約を締結する」と言われたときに「それは1年の数字ですか、10年の数字ですか、15年の数字ですか」と必ず確認いたします。そういう観点を踏まえ、「単年度」のものを記載していただいたことは賛成でございますので、こ

のまま記載をお残しただいて、できればさらに発展するようなことだといいなと思っております。

2点目。これがちょっと悩ましいのですが、先ほど石田先生のほうからもあったとは思いますが、アクションプラン（資料2-2）15ページ「（7）その他」に公共施設の非保有の記載を入れるかどうかということでございます。最初御説明いただいた内閣府様の資料1-3の12ページで非保有というものが3つ出ていたのですけれども、このアクションプランのところにはないというのは若干、違和感を覚えております。と申しますのも、また民間の話で恐縮なのですが、金融機関、特に保険会社は不動産を持っているねと言われるりもするのですが、保険会社は生保、損保を問わず、コア業務が保険をお引き受けする。それを資産運用するのがコア業務なので、その手段のひとつとして不動産を持っております。御存じのように、金融危機ですとかリーマンショックのときに売ったりもしております。すなわち、それは売るも買うも経営判断でございまして、悩んで悩んで、持たざる経営にするのか、これは残すのかどうかというシビアなところで見ております。私はイコールフットイングどころかというところまで勉強が追いついてはいないのですけれども、この非保有というところを検討しようかなと思っていられっことは触れられてもいいのではないかなとは思いましたので、御検討いただければと思っております。

3点目なのですが、2点目と関連するのですが、先ほど申しましたように、金融機関として不動産を手放すこと、買うのもそうですし、あと、メーカーさんならもっと設備投資ということで大規模なお金を投入して買う。また、工場を撤退して違うものに振り向けるという御見解もあると思っておりますので、アクションプラン（資料2-2）12ページ、13ページで「民間との対話」ですとか、「高度専門家によるアドバイス」というところを入れていられっと思いますが、ここも、そこまでの公共施設の非保有に絡めなくても結構でございますので、このままアクションプランの改定版に残していただければと思っております。

以上、単年度のところと非保有のところ、あと、知見活用というところで意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

○柳川部会長 では、白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 2点コメントがございまして。

1つ目がガイドラインの24ページの「⑨ 公営水力発電」なのですが、ちょっと細かくて恐縮なのですが、目標に関しまして、ここの水力発電が「3発電施設」という表記になっていまして、他の重点分野は全て件数が3件なのですけれども、これは大きな意味があるのかどうかということです。ちなみに、公開されている鳥取県の事例は3発電施設を対象にしたコンセッション事業なのですが、この1件ができれば目標達成ということなのかという質問です。

2点目が、経産省さんのきょうの御説明の9ページのところなのですが、公営ガスに関

しましては、まだ数値目標の設定は検討していないということなのですが、先ほども御説明がありましたとおり、私も大津市の公開情報を見ている限りにおきまして、やはりガスの自由化といったものが公営企業の方からするとコンセッションを検討する大きなドライバーになったという説明もございましたので、そういう面で、今年度以降はやらないということなのですが、逆に言いますと、来年度以降、また検討する機会があるのかといったことも含めて御質問させていただきます。

○柳川部会長 では、その御質問にお答えできるところはいかがですか。

○経済産業省（柴山室長） ガスのほうについてお答え申し上げます。

競争は特に大都市圏で起きておりまして、なかなか公営事業者さんが多い、例えば東北とか北陸とかですと、残念ながら、まだそういった参入が起きていないのは現状でございます。今後、目標を置くかどうかとかは、そのあたりの状況も踏まえつつ考えていきたいと思っております。

○柳川部会長 あと、水力発電のほうは。

○石崎審議官 済みません。数え方は確認します。

○柳川部会長 そうですね。後で確認していただければと思います。

財間専門委員、どうぞ。

○財間専門委員 同じく15ページの「（7）その他」なのですが、最後のポツの国交省さんからの項目なのですが、ここに書いてある内容だけだとちょっと意図しているところが伝わりにくいかなと思いますので、国交省さんのこの資料にあるように、これは複数自治体の広域化の話と、地元企業が中心となる地域完結型のモデルづくり。このあたりの文言を一言入れていただけると、どういったモデルの形成を図るのかということが伝わるので、そちらのほうよろしいかなという気がいたします。

それと、8ページ目の具体的な取り組みの①から、⑥と⑦が飛んで⑧の、こちらの、恐らく書き方といいますか、書きぶりのことかなと思うのですが、20万人以上の地公体と20万人未満の地公体で何か違うのかなと読んでしまったのです。7ページの方針のところを読む限り、人口20万人未満の地公体も全ての地公体で強く期待すると書いてあるので、基本的には同じ支援なり横展開、情報の展開というものは行っていただけるのだろうと思うのですが、①、②、③と読んで⑧と読むと、20万人未満の地公体には、例えば②の実施主体の経験に応じた支援とか、このあたりがもしかして、これは20万人以上の地公体なのかなというふうに読んでしまったのですが、こちらはどちらで解釈したらよろしいのでしょうかという質問と、もし未満でも同じように支援・展開を図るということであると、ちょっと書きぶりを変えていただけると、もう少し理解しやすいかなと思いました。

○森企画官 ちょっと書き方なりは調整をさせていただきます。以上と未満で分けているのは、以上は規程の策定を要請しているところもあって、こうなっていますけれども、そこはまた書き方を検討したいと思います。

○柳川部会長 国交省さんのほうでもし何かあれば、さっきのような案で。

○国土交通省（中井課長） 検討させていただきます。

○柳川部会長 御検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。特に大丈夫ですか。

それでは、いろいろ、先ほどの広域化とか非保有のところとか御議論があつて、御意見が幾つかありましたので、そのあたり、どこまで書き入れられるか、御検討いただくというところでよろしく願いいたします。

それでは、よろしければ、本日の審議はここまでにさせていただければと思います。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）の案を次回部会までに御準備いただければと思います。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○森企画官 次回の計画部会は、5月14日月曜日の15時から17時に開催予定となっております。本日の御議論を踏まえまして策定した推進アクションプラン（平成30年改定版）の案を御審議いただくことを予定しておりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○坂本参事官 坂本です。

済みません。冒頭に御紹介させていただきましたが、法案の審議の関係で職員が出たり入ったりという話をさせていただきましたが、私も今、議員会館のほうに国会議員の先生に呼ばれて、行ってまいったところでして、先週、PFI法の改正案ですけれども、衆議院の本会議で質疑のバッターが3人立ちまして、いわゆる登壇物と言われる法案になりましたので、まず衆議院の本会議で質疑というものが行われたところでして、今週は衆議院の内閣委員会で審議が行われる予定になっております。それで質問をする予定の各党の先生方から今、どういう質問をするかということで呼ばれているところです。

衆議院が終わったら、今度はまた参議院の審議ということで、成立を目指して頑張っていきたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 それでは、これで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。